

法律事務所をハラスメントの外部相談窓口に！

- ◎ ハラスメント相談窓口を外部の法律事務所に委託して、ポスターなどに相談窓口として法律事務所を表示することによりハラスメント対策に本気で取り組むコンプライアンス意識の高い会社であることを従業員にアピールできます。
これにより、従業員の会社に対する信頼が高まり、離職者の防止、人材確保に役立ちます。
- ◎ ハラスメント相談の初期対応を誤ると、相談者との間で二次的なトラブルが発生する危険性がありますが、ハラスメント相談に対して適切な初期対応をするノウハウを社内で整備することは、特に中小企業では困難な面があります。
この点、相談対応のノウハウを有する法律事務所を相談窓口にするこことによって、ハラスメント相談に対して適切な初期対応が可能となります。
- ◎ **費用は月額1万5000円（税込1万6500円）。**
貴社のハラスメント外部相談窓口として弊事務所をご活用ください。

ハラスメント相談に対する調査も法律事務所に！

- ◎ 企業体質などに問題のない通常の中小企業においては、実際に相談窓口にはハラスメント相談が寄せられるのは数年に一度のことだと思われます。ただ、実際にハラスメント相談が寄せられた場合には、①事情聴取などの調査作業を行い、②ハラスメント該当事実の有無を認定して、③認定した事実に従った処分などの対応を行わなければなりません。
しかし、特に中小企業においては、数年に一度あるかどうかのことについて社内のみで上記①～③について適切な体制やノウハウを構築することは困難です。
- ◎ そこで、実際に、ハラスメント相談が寄せられた場合には、ハラスメント調査についてのノウハウを有する弊事務所をご活用ください。
弊事務所は中立、公正な立場から貴社が適切なハラスメント調査を実施できるようにサポートいたします。
- ◎ **費用は40万円（税込44万円）。**ただし、執務時間20時間までの費用とし、もし、超過時間が発生した場合には事案の難易度等により1時間あたり2万円～4万円（税込2万2000円～4万4000円）の超過費用が発生します。

〒104-0061

東京都中央区銀座1丁目9番5号 池田ビル4階 野澤渉法律事務所

TEL：03-5250-9950 FAX：03-5250-9951

弁護士 野澤 渉（第一東京弁護士会所属）